

令和元年10月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

第 1 号

(10月11日)

令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和元年10月11日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
山田達也	会計管理者
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長
小川均	代表監査委員

### 3 職務のため議場に出席した職員

別所尚紀	議会事務局長
中村淳史	議会事務局書記

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第7号	監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 5 議案第8号	平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	休会について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前10時00分 開会

○松峯 茂議長 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。これより、令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果5件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、原田周一議員、岩田芳一議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定について

○松峯 茂議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から11月29日までの50日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は50日間と決定いたしました。

## 日程第4 議案第7号 監査委員の選任同意を求めるについて

○松峯 茂議長 次に、日程第4、議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、ご参集賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、先日10月6日の日曜日に開催いたしました「環境まつり」につきましては、晴天に恵まれ、ありがたいことに多くの方にご来場いただきました。テーマに、「プラスチックごみについて考えよう」を掲げて、その方面で活躍されている大阪商業大学の原田先生による環境講演会を開催しましたほか、清掃工場の見学ツアーや各種工房体験等を通じまして、循環型社会の推進や地球温暖化防止に向けての周知啓発が図られたところであり、皆様のご支援、ご協力に感謝申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者から選任する監査委員の任期が令和元年11月27日に満了いたしますことに伴いまして、現監査委員の小川均氏に引き続きお願いをいたした

く、本組規約第11条第2項の規定によりまして、議会の選任同意を求めるものでございます。

現在、1期目をお勤めいただいております小川均氏は井手町の監査委員としてご活躍中ですが、今後もその豊かなご見識と公正不偏のお立場から、組合事務事業の公正、的確な執行につきまして、引き続きご指導をお願いいたしたく、選任の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 討論はありません。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

第7号議案は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、第7号議案はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中にただ今選任されました、小川均監査委員のご挨拶がありますので、お受けいたしたいと思います。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第8号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○松峯 茂議長 次に、日程第5、議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、平成30年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。なお、参考資料として、平成30年度の決算額を基礎としました統一的な基準による財務書類を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては、後ほど会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 次に、決算の計数について、説明を求めます。

山田会計管理者。

○山田達也会計管理者 おはようございます。それでは、私から議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算について、計数的なご説明を申し上げます。

最初に、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概要を説明させていただき、次に、その詳細を記載しております附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を順に説明させていただきます。

初めに、歳入決算でございますが、決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入の総額につきましては、2ページの表、最下段に記載しております収入済額の合計44億6,624万9,307円、不納欠損額の合計14万5,210円、収入未済額の合計79万3,717円で、1ページの表、最下段、予算現額の合計44億5,668万4,000円に対し、2ページの最下段右側に記載しております予算現額と収入済額との比較で956万5,307円の増額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

歳出の総額につきましては、4ページの表、最下段左側に記載しております、支出済額の合計43億8,684万5,958円、不用額の合計6,983万8,042円となり、3ページの表、最下段、予算現額の合計44億5,668万4,000円に対し、4ページの表の最下段右側に記載しております予算現額と支出済額との比較で6,983万8,042円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページの欄外中ほどに記載しております7,940万3,349円となっております。

以上が平成30年度の決算書の概要でございます。

続きまして、決算書の詳細につきましては、5ページからの事項別明細書に沿い、ご説

明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。5ページ、6ページをご覧ください。

表の上段に記載しております、款1、分担金及び負担金でございます。分担金は構成市町からいただいているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額31億4,305万8,000円、調定額31億4,305万8,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、表の中段に記載しております、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億6,349万8,000円、調定額4億6,538万3,442円に対し、収入済額は4億6,444万4,515円となっております。なお、主な収入につきましては、衛生手数料の4億6,327万9,116円でございます。また、この中には6ページ備考欄に記載しております、し尿収集手数料の過誤納金として還付決定したものの、その年度中に還付できなかった還付未済額9,550円が含まれております。

次に、表の下段に記載しております、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金は折居清掃工場の更新事業に係る財源としまして、予算現額1億580万円、調定額1億580万円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、表の最下段に記載しております、款4、府支出金でございます。府支出金はエコ・ポート長谷山の基幹設備改修整備事業に係る財源としまして、予算現額212万円、調定額213万5,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。

表の上段2番目に記載しております、款5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額8,702万2,000円、調定額9,000万9,163円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。なお、主な収入につきましては、物品売払収入の8,937万8,694円でございます。物品売払収入は、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、表の中段に記載しております、款6、繰入金でございます。

繰入金につきましては、予算現額7,454万2,000円、調定額7,454万2,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。なお、この繰入金は、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金からの繰入金でございます。

次に、表の下段に記載しております、款7、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額1億638万円、調定額1億638万310円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、表の最下段に記載しております、款8、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額2億8,386万4,000円、調定額2億8,948万319円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。なお、主な収入につきましては、次の9ページ、10ページの表の中ほどに記載しております発電収入の2億7,874万4,401円、雑入の1,059万2,061円でございます。発電収入は、クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の余剰電力売却収入であり、また雑入の明細につきましては10ページの備考欄の中ほどに記載しておりますので、ご参照ください。



次に、歳入の最後でございますが、表の中段に記載しております、款9、組合債でございます。組合債は折居清掃工場の更新事業債となっており、予算現額1億9,040万円、調定額1億9,040万円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

以上が歳入決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。11ページ、12ページをご覧ください。

表の上段に記載しております、款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額472万3,000円に対し、支出済額404万2,368円であり、不用額68万632円となっております。

次に、表の中段に記載しております、款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額5億3,711万5,000円に対し、支出済額5億3,031万9,143円であり、不用額679万5,857円となっております。なお、主な不用額としまして、一般管理費555万3,376円でございます。

次に、ページが飛びまして、15ページ、16ページをご覧ください。

表の下段に記載しております、款3、衛生費でございます。衛生費は工場並びに各施設関係の経費が中心となっており、予算現額33億8,352万6,000円に対し、支出済額33億2,631万2,808円であり、不用額5,721万3,192円となっております。なお、主な不用額としまして、同じページの表、最下段に記載しております、清掃総務費621万7,011円でございます。

次に、ページが飛びまして、19ページ、20ページをご覧ください。

表の上段2段目に記載しております、し尿処理費の不用額が652万8,335円、同じページの表、中段に記載しております、ごみ焼却費の不用額が3,092万3,689円。次の21ページ、22ページの表、中段に記載しておりますリサイクル費の不用額が504万4,356円、同じページの表、下段に記載しております、ごみ破碎費の不用額が443万4,113円、次の23ページ、24ページの表、中段に記載しております、ごみ埋立費の不用額が293万6,852円でございます。

次に、同じページの表、下段に記載しております、款4、公債費でございます。公債費はいわゆる借金の返済でございます、予算現額5億2,632万円に対し、支出済額5億2,617万1,639円であり、不用額14万8,361円となっております。

最後に、次の25ページ、26ページをご覧ください。

表の中段に記載しております、款5、予備費でございます。予備費につきましては、予算現額500万円に対して、予備費充用はございませんでした。

以上が歳出決算の詳細についてのご説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について、ご説明申し上げます。次の27ページをご覧ください。

歳入総額44億6,624万9,307円に対して、歳出総額は43億8,684万5,958円となっており、歳入歳出差引額は7,940万3,349円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,940万3,349円となっております。

以上が実質収支に関する調書についての説明でございます。

続きまして、財産に関する調書について、ご説明申し上げます。次の28ページをご覧ください。

公有財産のうち、土地につきましては、表の左側、最下段に記載しております、土地の決算年度末現在高の合計は18万3,199.86平方メートルとなっており、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、建物の現在高は決算年度中にクリーンパーク折居の竣工に伴い、7,240.80平方メートル増加し、建物の決算年度末現在高の合計は表の右側、最下段に合計を記載しております5万1,488.75平方メートルとなっております。

次に、物品につきまして、ご説明申し上げます。次の29ページ、30ページをご覧ください。30ページの表、最下段の合計欄に記載しております、決算年度中に1物品が増加し、1物品が減少しました。これにより、決算年度末現在高の合計は119物品となっております。

最後に、基金についてご説明申し上げます。次の31ページをご覧ください。

最初に上段の表、財政調整基金では、一般会計からの積立金並びに運用益で5,327万7,089円増加し、決算年度末の現在高は2億6,842万9,621円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、資金運用の満期に伴い、元金1億4,989万5,000円と、市町分担金からの積み立て並びに運用益で1億8,043万9,380円の現金が増加しました。一方で、し尿収集量減少に伴います、し尿収集運搬車両2台分の減車が発生しましたので7,454万2,000円を取り崩したことにより、現金に係る決算年度末の現在高は2億9,673万777円となっております。

次に、有価証券ですが、決算年度中に資金運用の満期を迎えたため、有価証券に係る決算年度末の残高はございません。なお、これにより、当該基金の決算年度末の現在高の合計は2億9,673万777円となっております。

以上で平成30年度決算について、計数説明をさせていただきました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川代表監査委員、よろしく申し上げます。

○小川 均代表監査委員（登壇） 改めまして、おはようございます。

平成30年度の決算結果でございます。報告をさせていただきたいと思っております。

私、先ほども挨拶させていただきました、監査委員の小川でございます。どうかよろしくお願いいたしたいと思っております。

まずもちまして、決算監査の審査に当たりまして、非常にここに出席していただいております各職員の皆様方のご理解とご協力によりまして、監査を計画どおり進めさせていただいたことを報告させていただきたいと思っております。

それでは、文書に落としておりますので、ちょっと朗読をさせていただきます、説

明に替えさせていただきたいと思えます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は、去る9月5日、ここにご出席していただいております相原監査委員さんとともに、本組合事務局において実施をいたしました。

審査の対象は平成30年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としまして、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数について、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員から説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額44億5,668万4,000円に対する決算額は、歳入が44億6,624万9,307円、歳出が43億8,684万5,958円であります。歳入歳出差引残額は7,940万3,349円となっております。

決算を前年度と比較させていただきますと、歳入はマイナスの30億6,554万6,448円、前年対比の40.7%でございます。歳出についてもマイナスの30億3,856万9,487円、これも前年対比、マイナスの40.92%と、ともに減額となっております。

細目の数値、比較等については、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと思います。と存じます。

なお、平成30年度決算参考資料として、今年度も財務書類が作成されており、行政サービスに要した費用や、それに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、清水章好議員、馬場哉議員、丸山久志議員、太田健司議員、若山憲子議員、林吉一議員、関谷智子議員、木本裕章議員、今川美也議員、佐々木真由美議員、以上の11人を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

なお、小川代表監査委員におかれましては、これにて退席されます。お疲れさまでございました。

決算特別委員会の委員の皆さんは2階C会議室にお集まりをください。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には宇治市選出委員、関谷智子議員が、副委員長には宇治田原町選出委員、馬場哉議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

#### 日程第6 休会について

○松峯 茂議長 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月12日から11月28日までの48日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、10月12日から11月28日までの48日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは11月8日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

次回は11月29日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 松 峯 茂

副議長 小北 幸博

議 員 原田 周一

議 員 岩田 芳一

第2号

(11月29日)

令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和元年11月29日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長



杉崎雅俊	事業部理事
山田達也	会計管理者
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

別所尚紀	議会事務局長
中村淳史	議会事務局書記

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 8 号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	議案第 9 号 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて
	議案第 10 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
日程第 4	議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
日程第 5	閉会中継続調査について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前10時03分開議

○松峯 茂議長 皆さん、おはようございます。

初めに、去る10月12日から13日にかけて上陸した台風第19号、また、その後の大雨によりまして、東日本を中心に全国各地で甚大な被害が発生をいたしました。

全国で90人以上に上る尊い命が奪われ、今なお、行方不明者や避難を余儀なくされている方が数多くおられます。

この場をお借りいたしまして、被災をされました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになり、犠牲となられた方々に、ここに、謹んでご冥福をお祈りする1分間の黙禱を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。それでは、黙禱したいと思います。  
黙禱。

(黙禱)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。お直りください。

ただ今の出席議員数は、全員であります。

既に定足数に達しておりますので、これより令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

#### 日程第2 議案第8号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、関谷智子議員。

○関谷智子議員(登壇) ただ今議題となりました議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月11日の本会議において設置をされ、議案第8号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、関谷が、副委員長には馬場議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月17日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。

その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費については一括して行い、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、

実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。第8号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして、第8号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会におけます審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

あわせて、馬場副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めて御礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○松峯 茂議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。第8号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第9号 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて  
議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第3、議案第9号、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて、及び、議案第10号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての、2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただ今議題となりました議案第9号及び第10号の2議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の制定及び改正等を行う必要があり、これらの内容が関連しておりますことから、一括して議案の提案を行うものでございます。

まず、議案第9号、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについてのご説明を申し上げます。

議案第9号の参考資料をご覧ください。

本議案は、さきに申し上げました法改正に伴いまして、本組合に会計年度任用職員制度を新設し、その給与及び費用弁償について規定するため、本条例を制定するものでございます。

2の制度の内容ですが、会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤職員であり、週38時間45分勤務か未滿の勤務であるかにより、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員に区分されるものでございます。現行嘱託職員との給与等の主な比較につきましては、表に記載のとおり、新制度移行後、新たに地域手当を、また、フルタイム会計年度任用職員に限られますが、退職手当を新たに支給することになります。なお、現行嘱託職員には、特殊勤務手当と期末手当の相当額を報酬に含めて支給しておりますので、支給ありと記載しています。

また、期末手当につきましては、現行再任用職員と同じ月数1.45月分を報酬に含めて支給しておりましたが、新制度移行後は、一般職員と同じ2.6月分を支給することとしております。

そのほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当につきましては、これまでと同様となっております。

次に、裏面をご覧ください。

3の主な制定内容ですが、(1)でそれぞれの会計年度任用職員に支給される給料、手当、報酬等を記載しております。(2)の給料等月額につきましては、一般職員の給料表の1級及び2級を適用することとし、職務の級の分類に係る基準は、表に記載のとおりであります。号給につきましては、職務の内容と責任に応じて、他の職員との権衡を考慮して規則を定めることとしております。

なお、(3)の経過措置でございますが、施行日において、引き続き同一の職に採用

された会計年度任用職員に係る令和2年6月の期末手当については、在職期間を通算するための経過措置を設けております。

4の施行期日につきましては、改正法の施行期日と同じ令和2年4月1日でございます。

次に、議案第10号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてのご説明を申し上げます。

議案第10号の参考資料をご覧ください。

1の制定の理由につきましては、さきの議案第9号と同様、同法の改正に伴い、会計年度任用職員制度の新設その他の事項に関する規定の整備を図りますため、関係条例の一部改正及び廃止を行うものでございます。

2の改正等の内容ですが、(1)の一部を改正する関係条例は記載のとおり10件であり、各条例の主な改正内容ですが、②については、会計年度任用職員の条件つき採用期間を定めるほか、臨時的任用を行うことができる場合の要件を改めるものでございます。④については、会計年度任用職員の休職の期間を、任命権者が定める期間とする改正を行うものであります。⑥については、休暇に関する規定の整備と条例名称の変更を行うものであります。⑨については、⑥の条例名称の変更に伴う改正であります。

そのほか、①については、文言の整備を行いますとともに、③⑤⑦及び⑩については、会計年度任用職員をそれぞれの条例の適用対象に加え、⑧については、その適用対象から除くものでございます。

次に、裏面をご覧ください。

(2)の廃止をする関係条例ですが、新条例及び改正条例の施行に伴い、記載のとおり2件を廃止するものでございます。

3の施行期日につきましては、これも改正法の施行期日と同じ令和2年4月1日でございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

大河議員。

○大河直幸議員 会計年度任用職員制度に係る幾つかの点について、お聞きをしたいと思います。

まず、本制度が導入された場合、対象となる本組合の職員の状況をご説明いただきたいと思っております。

現在におかれては、一旦、定年退職されました後に勤務されている嘱託職員の方などがほとんどなのか、また、いわゆる定年年齢以下の現役世代の方にも会計年度任用職員の対象となる職員さんがおられるのかどうか、ご説明いただきたいと思っております。

また、本制度が導入されることに伴って、国は、まず1つは、民間へ委託できる業務がないかを見直す事、2つ目に、正規労働者でしかできない仕事なのかを見直す、これらの2点について自治体に対しての通知を出し、いわゆる非正規公務労働、また民間委託の拡大を進めようと、一方ではしています。

衛管、本組合にとって、正規職員が業務に当たるということが安定的で継続的な業務運営にとっては必要であると考えられるわけでありますが、会計年度任用職員の対象となる職員を、いわゆる現役世代で増やすようなことは考えていないのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質疑といたします。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） 今、大河議員さんの方から質問をいただいたわけなんですけども、まず、今、会計年度任用職員について導入するということになりまして、その会計年度任用職員の職員の状況ということでございますが、現在、当組合に会計年度任用職員さんの方に移行するという事で想定しております、現在雇用しております特別職の非常勤嘱託職員さんという方がおられまして、一般事務職さんが3人おられます。補助事務に携わっておられるという方でございます。

それから、クリーンパーク折居に1人おられまして、土木だとか建築技術の経験、知識が豊富にあられる方で、折居の清掃工場の更新の整備だとか、本庁移転に向けての準備、構想づくり等携わっていただいている方、それから、本庁管理棟に宿日直の3人の方がおられまして、輪番制で宿直業務と宿日直業務、これは土日祝日休日ということで24時間という形になるんですけども、交代で入っていただいている方、合わせて7人という形になっております。

来年度、体制を新たにどうするかというのは、来年度の執行体制が確立する上で判断していくことですので、基本的には、今現在おられる方にこの職があるということで、正規の職員さんをその業務として充てるというのは、ちょっと難しい局面もありまして、特に、事務の方については、補助的な事務に携わっていただいているということも鑑みまして、今の嘱託職員さんがそのまま移行するのかなと考えているところでございます。

今説明しました3人さんは、年齢的には60歳を超えておられる方ばかりということになっております。ただ、そのおられる方が今年度切れまして、来年度新たに採用される場合は、年齢等要件を設けないつもりですので、現役世代の方も入ってこられる可能性はあるということで想定をしております。

それから、2問目として、導入に伴いまして、民間業務委託ということとか正規職員とかいう観点という質問もありまして、極力、正規職員を業務に当たらずということで、そういう意味では、現役世代を増やしていくということで、正規の職員という考え方にあるんですけども、先ほども申し上げましたとおり、この職の業務自体が正規職員さんにはなじまないということで考えておりますので、会計年度任用職員で引き続き業務をしていただくということで考えている次第でございます。

以上です。

○松峯 茂議長 大河議員。

○大河直幸議員 再質問、2度目の質問をさせていただきたいと思いますが、要は正規職員で現役世代が当たっていくと、非正規の拡大を考えているものではないということがありました。この点で確認をしておきたいのですが、国会では本会計年度任用職員制度に係る法案の採択に当たりまして、附帯決議が採択されています。内容は幾つかの項目がありますけれども、その中でも特筆すべきは、あくまでも公務の運営については、任期の定めのない常勤労働が中心となるという点が附帯決議で確認をされています。この附帯決議に示された方向性について、本組合の見解をお聞きしたいと思います。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） この臨時とか非常勤職員さんが今日まで多様化する行政需要のもと、いろんなところで重要な担い手となっていただいているのは事実でございます。この際、適正な任用、勤務条件を確保するというところで、地方自治法なり地方公務員法の改正が行われまして、今、大河議員さんがおっしゃいましたように、本来ならば、そういった職ということじゃなくて、正規職員ということで任用を考えるべきものだという趣旨だと思います。そういったことで職の整理をきっちり見きわめさせていただいて、正規職員として業務をしていただくという場合は、正規職員として採用をしていくと。これは補助的な事務だということ。

申し遅れましたけれども、先ほど紹介した職につきましては、フルタイムの任用というのはおられませんので、週2日とか3日とかの指定日勤務のパートタイムの方ばかりです。そういう雇用実態と照らし合わせながら、附帯決議の理念に従って組合としては運用させていただきたいと考えている次第でございます。

○松峯 茂議長 大河議員。

○大河直幸議員 最後に、要望と指摘をさせていただきたいと思います。附帯決議の精神に基づいて運営されるということでのご答弁がありました。一方で、本組合の場合、かなりの施設などについては民間委託が進んでおります。会計年度任用職員制度導入にかかわる国がこういった民間への委託を進めるという狙いの前に、PFIを含めた導入がされているわけでありまして、何でも民間に任すと、何でも民間ではだめということではありませんが、全て民間に任すということになりますと、衛管の安定的で継続的な事業運営に困難が生じると思いますので、本制度の導入を契機に、さらなる民間委託が進むことがないように、あってはならないと指摘をしておきたいと思います。

また、財政的な問題であります。本組合においては、構成市町の分担金で運営がなされているわけでありまして、国は今回の会計年度任用職員制度にかかわる自治体の財政負担の増加については、地方財源を担保するという姿勢、保障するという姿勢を現在においては示しておりません。本組合の構成市町と協力しまして、本制度導入にかかわる財政負担増については、国に対して地方財源に責任を持つように要望を広めていただきたい、この点については要望しておきたいと思います。

以上で終わります。

○松峯 茂議長 ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか。亀田議員。

○亀田優子議員 私の方からも、ただ今議題となっております議案第9号の会計年度任用職員に関する条例提案について、若干、質問させていただきます。

まず、先ほどの答弁でちょっとわかりにくかったんですけども、今現在の嘱託職員さんからどのようにフルタイムの会計年度任用職員、それからパートタイムの会計年度任用職員に移行されるのか、人数を教えてくださいと思います。

それから、この中で給与関係なんですけども、今回新たに地域手当が支給されるということですが、その率を教えてください。構成市町でも率に差がありますので、衛管としてはどのような率を設定されるのか教えてください。

それから、いろいろ手当とかがありまして、一つ一つ確認してもなかなかわかりづらいので、年間の総収入で1人当たりどのくらい増えることになるのか、変化するのか、1人当たりの金額をまず教えてくださいのと、衛管として人件費の関係でどのくらいこの制度によって変化するのか、増減を教えてください。

それから、今回の制度改定に当たって、組合との協議はどのようになっているのかを教えてください。

以上です。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） まず、亀田議員さんからの1点目なんですけども、現在の嘱託職員さんなんですけども、先ほど申し上げましたように嘱託職員さんは7人いらっしゃいまして、勤務形態がいわゆるパートということに属しますので、会計年度任用職員制度になった場合も、パートタイムの会計年度任用職員さんということで想定をしております。

それから2つ目の、地域手当の支給率は幾らかということですが、正職員と同じく5%でございます。

それから、年間の総収入は幾らぐらい増えるのかということで、あくまでも現時点における試算でございますが、この7人分で200万円増額ということで考えております。ですので、7人で割りますと1人当たり20万円から30万円ということで考えております。人件費の変化につきましても、この200万円が増額する見込みであるということと考えております。

それから、労働組合との協議についてでございますけども、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、何回か交渉の場を持たせていただいて、こちらの方から提起して、今のところ基本合意を得ている状況でございます。細部については、規則に委任するということもございますので、そこについては今後とも引き続きということはありませんけども、基本的に合意いただいているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員 7人がパートタイムの任用職員として200万円ということで、その金額はわかりましたけれども、地域手当については、構成市町では、宇治市と八幡市はたしか6%で、5%は久御山町かなと思うんですけども、そういう差がある中で、やはり5%にされているのは、これは国の方から言われているのか、衛管で決められるのか、その辺の仕組みを教えてください。

それから、パートタイムの方なので、退職手当を支給される対象の方はおられないということでもよろしかったでしょうか。それを確認したいと思います。

それから、組合との協議なんですけども、何回か交渉して基本合意ということでしたけれども、まだ何か合意できてない部分があって、これからの協議で変わるようなことがあるのかどうか教えてください。

以上です。

○松峯 茂議長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事(登壇) 亀田議員のただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。細かい手持ち資料はございませんが、地域手当5%につきましては、一般職員と同様となっております、各構成団体さんの地域手当をそれぞれ各構成団体さんの人口を掛け合わせさせていただいて、それを総人口で割り戻す、加重平均ということで、結果的には、宇治市さん6%とかから求めまして、城南衛管としては5%となっております。

あと、労働組合との基本合意というか、今後についても、現行の嘱託職員さんは労働組合の組合員さんではございませんが、将来的に一般職員さんとの労働条件にもかかわる可能性もありますので、当組合としては誠意を持って説明なり協議をさせていただいたということで、基本的には基本合意というところで、今後についても協議を行っていくという状況となっております。

退職手当については、パートタイムの職員さんについてはございません。

以上です。

○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員 この制度になることによって、採用期間は会計年度ということで最長1年間ということなんですが、例えば、民間の企業でしたら、非正規の方が同じところで5年間働けば、5年ルールということで正規雇用になるというようなこともできておりますので、やはり本組合としまして、引き続きその仕事があればですけども、1年たつて雇いどめをするようなことがないようにだけ指摘をしておきたいと思えます。

以上です。

○松峯 茂議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第9号を採決いたします。  
第9号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第10号を採決いたします。  
議案第10号はこれに可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第4、議案第11号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第11号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。  
議案第11号の参考資料をご覧ください。

本議案は、1の制定の理由にありますように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員法の一部が改正されましたことに伴いまして、条例について所要の改正を行うため、提案するものでございます。

2の地方公務員法の改正内容は、(1)ですが、職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない者を定める第16条各号の欠格条項の規定から成年被後見人及び被保佐人が削除される見直しが行われます。

(2)ですが、職員がその職を失う場合等を定める第28条第4項の規定から、成年被後見人等に該当するに至ったときに削除される見直しが行われます。

次に、3の改正内容ですが、一部を改正する関係条例は4件であり、記載のとおりいずれも欠格条項及び失職規定の見直しに伴いまして、職員が成年被後見人等に至った場合においても当然に失職することがなくなることから、引用条項の変更や削除、文言の整備等、所要の改正を行うものでございます。

4の施行期日につきましては、法律の施行期日と同じ令和元年12月14日でございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 閉会中継続調査について

○松峯 茂議長 次に、日程第5、閉会中継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、管理者から発言の申し出がありますので、お受けをいたします。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) 令和元年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加提出いたしました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定など4議案につきまして、ご認定、ご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命である適正な廃棄物処理事業を実施しますとともに、住民の皆さんの信頼と期待に応えられますよう、引き続き組織一体となって取り組んでまいり所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 松峯 茂

副議長 小北 幸博

議員 原田 周一

議員 岩田 芳一

議案第7号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任いたしたく、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年10月11日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

記

氏名	おがわ ひとし 小川 均
生年月日	昭和24年5月13日
住所	京都府綴喜郡井手町大字井手小字里 42番地

## 提案理由

令和元年11月27日に本組合の知識経験を有する者から選任する監査委員の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組合同規約第11条第2項の規定により、本組合監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号

城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて

城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和元年11月29日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正



城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（3）常勤職員 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員であって、常時勤務に服することを要する者をいう。

（4）再任用短時間勤務職員 法第28条の5第1項に掲げる短時間勤務の職を占める職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 会計年度任用職員の給与の支払方法及び給与からの控除については、常勤職員の例による。

3 給与の計算期間は、月の1日から末日までとし、翌月の10日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その前日において支給日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（給料表）

第4条 会計年度任用職員の給料月額は、給与条例別表第1の1級及び2級を適用する。

（職務の級）

第5条 会計年度任用職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基つきこれを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表のとおりとする。

（号給）

第 6 条 会計年度任用職員の号給は、職務の内容と責任に応じ、他の職員の給与との権衡を考慮して規則で定めるものとする。

(給料及び報酬)

第 7 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額とし、前 3 条の規定に基づき定められた額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、次の各号の規定により定められた額とする。

(1) 日額 前 3 条の規定に基づき定められた額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日の勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じ、その額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額

(2) 時間額 前 3 条の規定に基づき定められた額を 162.75 で除して得た額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額

(地域手当)

第 8 条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当は、常勤職員の例により支給する。

(通勤手当及び通勤に係る費用弁償)

第 9 条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、常勤職員の例により支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 10 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当すると

きは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 3 前項の規定に基づき費用弁償を支給するときは、再任用短時間勤務職員の例により支給する。ただし、通勤のため自動車その他の交通用具等を使用するものについては、常勤職員の例により計算した額を21日で除して得た額を、通勤1回あたりに支給する。

(特殊勤務手当及びこれに相当する報酬)

第10条 城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年城南衛生管理組合条例第1号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により計算した特殊勤務手当の額に相当する報酬を支給する。

(給与及び報酬の減額)

第11条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(無給の休暇による場合を除く。)を除き、勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に

勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（無給の休暇による場合を除く。）を除き、勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（時間外勤務手当及びこれに相当する報酬）

第12条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、常勤職員の例により時間外勤務手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、再任用短時間勤務職員の例により計算した時間外勤務手当の額に相当する報酬を支給する。

（休日勤務手当及びこれに相当する報酬）

第13条 フルタイム会計年度任用職員が休日に勤務することを命ぜられたときは、常勤職員の例により休日勤務手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が休日に勤務することを命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した休日勤務手当の額に相当する報酬を支給する。ただし、宿日直業務に従事する者として任用されたパートタイム会計年度任用職員（以下「宿日直パートタイム会計年度任用職員」という。）については、この限りでない。

（夜間勤務手当及びこれに相当する報酬）

第 1 4 条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、常勤職員の例により夜間勤務手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、常勤職員の例により計算した夜間勤務手当の額に相当する報酬を支給する。ただし、宿日直パートタイム会計年度任用職員については、この限りでない。

(勤務 1 時間当たりの給与及び報酬)

第 1 5 条 給与条例第 1 6 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第 1 2 条及び第 1 3 条から第 1 5 条までに規定する」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員の」と読み替える。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の 1 時間当たりの報酬額は、第 7 条第 2 項第 1 号の規定により計算して得た日額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日における正規の勤務時間で除して得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の 1 時間当たりの報酬額は、第 7 条第 2 項第 2 号の規定により計算した額とする。

(端数計算)

第 1 6 条 第 1 2 条 から 第 1 5 条 までの 規定 に 基づき 給与 等を 計算 した 額 に 5 0 銭 未満 の 端数 が ある ときは、その 端数 金額 を 切り 捨て、5 0 銭 以上 1 円 未満 の 端数 が ある ときは、その 端数 金額 は 1 円 に 切り 上げる。

( 期 末 手 当 )

第 1 7 条 6 月 1 日 及び 1 2 月 1 日 ( 以下 「 基 準 日 」 と いう。 ) に 在 職 する フル タイム 会 計 年 度 任 用 職 員 で あ っ て、任 期 の 定 め が 6 月 以 上 の 者 に は、常 勤 職 員 の 例 に よ り 期 末 手 当 を 支 給 する。

2 基 準 日 に 在 職 する パー ト タイム 会 計 年 度 任 用 職 員 で あ っ て、任 期 の 定 め が 6 月 以 上 の 者 に は、給 与 条 例 第 1 7 条 から 第 1 7 条 の 3 ま で ( 第 1 7 条 第 3 項 を 除 く。 ) の 規 定 を 準 用 する。こ の 場 合 に お い て、第 1 7 条 第 4 項 中 「 給 料 及 び 扶 養 手 当 の 月 額 並 び に こ れ ら に 対 する 地 域 手 当 の 月 額 の 合 計 額 」 と あ る の は、「 報 酬 日 額 又 は 報 酬 時 間 額 に 当 該 パー ト タイム 会 計 年 度 任 用 職 員 の 算 定 期 間 ( 基 準 日 以 前 6 カ 月 以 内 の 期 間 を いう。 ) に お ける そ の 者 の 勤 務 日 数 又 は 勤 務 時 間 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 在 職 期 間 の 月 数 で 除 して 得 た 額 」 と 読 み 替 え る。

3 任 期 の 定 め が 6 月 に 満 た ない 場 合 で あ っ て も、当 該 会 計 年 度 任 用 職 員 が 同 一 の 任 命 権 者 に よ り 引 き 続 い て 任 用 さ れ、そ の 任 用 期 間 が 通 算 し て 6 月 以 上 と な っ た 場 合 に は、前 2 項 に 規 定 する 任 期 の 定 め が 6 月 以 上 あ る も の と み な す。

4 会計年度任用職員の期末手当支給に係る在職期間は、1会計年度内で同一の任命権者により任用された場合には、その期間を通算する。

(宿日直手当及びこれに相当する報酬)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたときは、常勤職員の例により宿日直手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した宿日直手当の額に相当する報酬を支給する。ただし、宿日直パートタイム会計年度任用職員については、この限りでない。

3 前2項に規定する勤務は、第12条、第13条及び第14条に規定する勤務に含まれないものとする。

(宿日直パートタイム会計年度任用職員の給与)

第19条 宿日直パートタイム会計年度任用職員の給与については、第4条から第7条までの規定にかかわらず、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)



1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、城南衛生管理組合非常勤嘱託職員の報酬等に関する条例（平成26年城南衛生管理組合条例第3号）の規定を受ける職員であって、施行の日においてその前日に行っていた職務と同一と認められる職に採用された会計年度任用職員にあっては、令和元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの勤務については、第17条の規定に基づき支給する期末手当の在職期間に通算する。

別表（第5条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務内容
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする職務
1級	定型的な業務を行う職務

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものであります。

議案第10号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和元年11月29日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（城南衛生管理組合職員定数条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員定数条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員」に改める。

（職員任用に関する条例の一部改正）

第2条 職員任用に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条及び第22条の2第7項」に、「及び第22条第5項」を「並びに同法第22条の3第4項」に改める。

第2条中「開始後6月間」を「6月間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第3条中「次の各号に掲げる場合においては」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは」に改め、同条第1号

中「、又は」を「又は」に改める。

(城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成25年城南衛生管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(城南衛生管理組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 城南衛生管理組合職員の分限に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(城南衛生管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 城南衛生管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第10

号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年城南衛生管理組合条例第 号)第7条第2項で定める報酬の額)」を加える。

(城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部改正)

第6条 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「及び休日」を「、休暇等」に改める。

第2条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(休暇の種類)

第8条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

2 特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の日数、取得方法等は、規則で定める。

( 年次有給休暇 )

第 9 条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とする。その日数は一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

( 1 ) 次号から第 4 号までに掲げる職員以外の職員 20 日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数）

( 2 ) 当該年度の中で新たに職員となったもの（次号及び第 4 号に掲げる職員を除く。）その年度の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

( 3 ) 会計年度任用職員（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。）在職年度及び 1 週間又は一の年度の勤務日数を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

( 4 ) 臨時的に任用された職員（職員の任用に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 8 号）第 3 条の規定により任用された職員をいう。）任用期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

( 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 )

第 7 条 職員の育児休業等に関する条例 ( 平成 4 年城南衛生管理組合条例第 8 号 ) の一部を次のように改正する。

本則 ( 第 2 条第 3 号 ( アからウまでの規定を除く。 ) 及び第 3 条第 8 号を除く。 ) 中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第 2 条第 3 号中「再任用短時間勤務職員 ( 地方公務員法 ( 昭和 25 年法律第 261 号 ) 第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。 ) 以外の再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員以外の非常勤職員」に改める。

第 3 条第 8 号を次のように改める。

( 8 ) 第 2 条第 3 号ウに規定する非常勤職員が同号ウの育児休業をしようとする事。

第 5 条の 3 第 1 項中「第 17 条第 2 項」を「第 17 条第 1 項又は城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 ( 令和元年城南衛生管理組合条例第 号。以下「会計年度条例」という。 ) 第 17 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 6 条中「育児休業をした職員」の次に「 ( 地方公務員法 ( 昭和 25 年法律第 261 号 ) 第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。 ) 」を加える。

第 10 条中「第 12 条」の次に「又は会計年度条例第 11 条」を、「第 16 条」の次に「又は会計年度条



例第15条」を加える。

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「雇傭」を「雇用」に改める。

第3条の2第2項中「城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例」を「城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

第12条中「第25条の3」を「城南衛生管理組合職員休暇規則(昭和37年城南衛生管理組合規則第5号)第36条」に、「除くほか」を「除き」に改める。

第25条の3を削り、第25条の4を第25条の3とする。

(城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年城南衛生管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例」を「城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(退職手当の支給)」に改め、同条中「議会の議決を経た歳出予算によって給料が支給される職員」を「、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日(条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる

職員については、この限りでない。

附則に次の1項を加える。

- 4 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

(城南衛生管理組合非常勤嘱託職員の報酬等に関する条例及び城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例の廃止)

第11条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 城南衛生管理組合非常勤嘱託職員の報酬等に関する条例(平成26年城南衛生管理組合条例第3号)

(2) 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例(平成23年城南衛生管理組合条例第1号)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度に係る関係条例について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第 1 1 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化  
等を図るための関係法律の整備に関する法律の施  
行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する  
について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関  
係条例の整備に関する条例を、次のとおり定めるものと  
する。

令和元年 1 1 月 2 9 日 提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の分限に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 5 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 17 条第 1 項中「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 17 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 17 条の 4 第 1 項中「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を

削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例(昭和48年城南衛生管理組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「退職(任期満了、退職、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)」を「退職し、又は死亡」に改め、同条第3項中「退職」を「退職し、又は死亡」に改める。

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制

限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例第12条の2第5項、第17条第1項及び第4項、第17条の2第2号（第12条の2第6項及び第17条の4第5項において準用する場合を含む。）並びに第17条の4第1項及び第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所  
要の改正を行うため、本案を提案するものであります。